

沼津市省エネ家電購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年10月20日

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市省エネ家電購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地球温暖化対策を推進するとともに、電力等のエネルギー価格が高騰する中で家庭等における電気代の負担軽減を図るため、省エネルギー性能の高い家電製品を購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請日時点で市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する者（国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらの者に準ずる者を除く。以下「事業者」という。）であること。
  - (2) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
  - (3) 個人にあつては、補助対象者と住民基本台帳上の同一世帯で生活する者が本補助金の交付決定を受けていないこと。
- 2 沼津市省エネ家電購入費補助金交付要綱（令和4年沼津市告示第449号）に基づく補助金の交付を受けた者についても、本補助金の補助対象者となることを妨げない。

(補助対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる機器（以下「省エネ家電」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本産業規格 C9901に基づく省エネルギー基準達成率が 100%以上であるエアコンディショナー、照明器具、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であること。
- (2) 購入時に新品（未使用）であること。
- (3) 市長が別に定める日以後に市内の店舗又は事業所において補助対象者が購入したものであること。
- (4) 販売、譲渡又は貸付けを目的として購入したものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け購入した機器は、補助金の交付の対象から除く。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ家電の購入費（消費税及び地方消費税を含み、設置費、撤去費等を除く。）の合計額が4万円以上のものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、5万円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯又は1事業者につき、1回を限度とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、沼津市省エネ家電購入費補助金交付申請書兼請求書（個人にあつては第1号様式、事業者にあつては第2号様式。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 沼津市省エネ家電購入費補助金の申請に関する誓約書（個人にあつては第3号様式、事業者にあつては第4号様式）
- (2) 購入費等の支払を証する書類の写し
- (3) 製造事業者が発行する保証書の写し
- (4) 個人にあつては、住民票の写し
- (5) 法人登記をしている事業者にあつては、登記簿謄本及び省エネ家電を設置する事業所の営業実態が確認できる書類の写し
- (6) 法人登記をしていない事業者にあつては、代表者の住民票の写し及び省エネ家電を設置する事業所の営業実態が確認できる書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、沼津市省エネ家電購入費補助金交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告の省略等)

第7条 市長は、規則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

2 前項の場合において、前条の規定による交付の決定の通知をもって、当該補助金に係る規則第12条の規定による確定通知があったものとみなす。

(申請の取下げとみなす場合)

第8条 申請書の不備等申請者の責に帰すべき事由により審査又は交付ができなかった場合において、市長が定める期日までに当該申請書の補正等に応じないときは、第5条の規定による申請を取り下げたものとみなす。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その取消しに係る補助金について期限を定めて返還させるものとする。

(協力の要請)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて電力使用量等のデータ提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条及び第10条の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。